

オープンカウンター方式による見積合せについて

下記により見積合せを行いますので、入札心得、契約条項及び防衛省本省の内部部局オープンカウンター方式実施要領をご確認のうえ、参加して下さい。

記

1	件名	防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザイン
2	調達番号	I-031
3	規格等	仕様書のとおり
4	数量	仕様書のとおり
5	履行期限	令和7年2月19日
6	見積合せ日	令和6年3月28日
7	見積書提出期限	令和6年3月28日 12:00
8	見積合せの場所	防衛省大臣官房会計課
9	契約保証金	免除
10	納入場所	仕様書のとおり
11	入札心得及び契約条項を示す場所	防衛省大臣官房会計課契約係
12	契約書作成の要否	否
13	適用する契約条項	役務等契約条項 談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
14	参加資格	オープンカウンター実施要領第5条による(資格の種類:「役務の提供等」)

15 見積の方法

- 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>)を利用した
応札手続により実施します。
- 見積書の記載金額
決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額に10%に相当する額を加算した金額をもって決定価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- 契約金額の端数処理
見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとする。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり見積書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する額をもって申込みがあったものとします。
- 電子調達システムを利用する場合、システムに定める手続きに従い、見積書等を提出してください。
当該システムによる提出が必要な書類及び提出期限は下記のとおりです。
 - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格) 又は、
 - ・オープンカウンター実施要領第5条(3)ア~ウの条件を満たすことを証明する書類の写し
提出期限: 令和6年3月28日12:00
※提出後、速やかに下記<契約全般に関する事項> 担当者に連絡してください。
 - ・見積書
提出期限: 令和6年3月28日12:00
- 初回の見積合わせで落札しなかった場合は、再見積合わせ通知書により再見積合わせの時刻を示しますので、見積合わせ日時にシステムを確認できるよう、端末の前で待機してください。
なお、再見積合わせの時刻までに、当該システムによる見積合わせ参加者の見積書が届かない場合は、見積合わせを辞退したものと見なします。
- 電子調達システムを利用しない方法(紙見積書)による参加も可能とします。
書式については原則、別添の入札・見積書(別紙様式第1号)を使用してください。

- 入札・見積書の宛先 支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之 宛
- 入札・見積書の日付 上記6項の日付
- 見積書の内訳金額と総額に不符号があった場合、総額欄に記載された金額を正しいものとみなして有効とします。
- 金額の訂正をした見積書は無効となりますのでご注意ください。
- 見積書を郵送するときは、下記＜契約全般に関する事項＞担当者宛に上記6項の日付の2営業日前までに担当者宛へ必着するよう送付してください。
※封筒には宛名、差出人名の他、通知に記載の「見積合せ件名」「見積合せ日」を正しく記入し、「**見積書在中**」と必ず朱書きしてください。

16 その他

- 本件の落札及び契約締結は、当該業務に係る令和6年度本予算成立し、予算示達がなされることを条件とし、諸手続きを行います。詳細については下記＜契約全般に関する事項＞担当者までお問い合わせ下さい。

- 落札者が、12に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

- 本件についての問合せは下記の担当者までお願いします。

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

TEL:03-3268-3111 / FAX:03-5229-2138

＜仕様書等に関する事項＞

大臣官房会計課物品管理係

内線 20816

Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

＜契約全般に関する事項＞

大臣官房会計課契約係

担当 黒田

内線 20822

Email kurodasho@ext.mod.go.jp

入札・見積書

--

調達番号: I-031

履行期限	令和7年2月19日	履行場所	仕様書のとおり		
件名・品名等	単位	数量	単価	金額	備考
防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザイン	式	1	-		
合 計					

貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和6年3月28日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之 殿住 所
会 社 名
代 表 者 名
連 絡 先注: 単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入する。
(ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。)

見本

別紙様式第1号

入札見積書

①の金額を記載

見積合せ通知の
とおり記載

調達番号: I-031

履行期限	令和7年2月19日	履行場所	仕様書のとおり		
件名・品名等	単位	数量	単価	金額	備考
防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザイン	式	1		①	
合計					

見積合せ通知の
とおり記載

見積もった金額の100/110の
金額を記載

①の金額を記載

見積合せ日を記載

入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出します。

令和6年3月28日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 福田 裕之 殿

住所 〒162-0001
東京都新宿区市谷本村町5-1
会社名 株式会社〇〇〇
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇
連絡先 03-1234-5678 (内線98765)

注: 単価・金額欄には、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記入する。
(ただし、金額欄は、1円未満の端数を切り捨てる。)

仕 様 書			
品 名	防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザイン	仕様書番号	
		作成年月日	令和6年2月29日
		変更年月日	
		大臣官房文書課公文書監理室	

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザインに適用する。

(2) 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を使用するものとする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書と相違する場合は、仕様書の定めるところによるものとする。

ア 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

イ 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定）

ウ 東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）

2 製品に関する要求

(1) 制作方針

防衛省の職員の行政文書管理等に係る意識向上が図れるよう、職員の関心を高めることができる行政文書管理等啓発用ポスターのデザインを制作する。

(2) 行政文書管理等啓発用ポスターのデザインの制作

行政文書管理等啓発用ポスター

受注者は、官側と協議の上、次のア～エに示すコンセプトにあった内容のポスターのレイアウト及びデザイン案をそれぞれ作成する。各ポスターのデザインに際しては各コンセプトの趣旨が伝わるように、イラスト又は写真、数種類の文字フォント等を効果的に使用し、できるだけ視覚に訴える内容とする。なお、各種事情により、コンセプトが変更となる可能性がある。

ア 保存期間表の見直しについて

イ 行政文書管理状況の点検について

ウ ①行政文書ファイルの（国立公文書館への）移管又は廃棄について、②個人情報保護について

エ 年度内にまとめた行政文書ファイルの行政文書ファイル管理簿への記載について

デザイン案の作成についてはア～エごとにそれぞれ2案（ただし、ウについては、①で2案、②で1案）作成し、(3)納入品の項番号(2)ア～エに示す納期の14日前までに官側に提示し、(5)校正に示す官側校正を経た上で官側の承諾を得るものとする。

官側校正によりデザイン（案）がコンセプトに合わないと言われた場合は、受注者は官側と協議の上、速やかに新しいデザイン案を提示すること。

デザイン案を作成するに当たっては、公文書等の管理に関する法律その他関係法令に反する内容が含まれないようにすること。

なお、ア～エに示すコンセプトの細部については、(3)納入品の項番号(2)ア～エに示す納期の21日前までに受注者に通知する。

(3) 納入品

前号により作成したデータの納入については下表のとおりとする。

項番号	品名	提出媒体	数量	納期	提出場所
(2)ア	行政文書管理 等啓発用ポス ター	CD-R (PDF形式、 PPT形式、 JPEG形式)	1式	令和6年5月22 日(水)	防衛省大臣 官房文書課 公文書監理 室(東京都新 宿区市谷本 村町5-1 A棟1階)
(2)イ				令和6年8月21 日(水)	
(2)ウ				令和6年11月2 0日(水)	
(2)エ				令和7年2月19 日(水)	

(4) 仕上寸法 (印刷した場合のもの)

A3版 (向きについては毎回協議するものとする。)

(5) 校正

官側校正 5回 (デザイン確認2回、原版確認2回、簡易色校正1回)

3 その他の指示

(1) 検査

この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

(2) 成果品の管理と権利の帰属

本役務により作成された成果品に関する著作権等の取り扱いは、次の各号に定めるところによる。

ア 受注者は、著作権法 (昭和45年法律第48条) 第21条 (複製権)、第23条 (公衆送信権等)、第26条の2 (譲渡権)、第26条の3 (貸与権)、第27条 (翻訳兼・翻案権等) 及び第28条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) に規定する権利を官側に無償で譲渡するものとする。

イ アに掲げる受注者から官側への権利の譲渡が行われる日は、納入された日とする。

ウ 本役務により得られる著作物の著作者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また受注者は本役務により作成された成果品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

エ 受注者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとし、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。

オ 受注者は、官側の承諾なく本役務により作成された成果品を公表、貸与、使用してはならない。

(3) その他

ア 契約の適用基準は、関係法令による。

イ 官側が提供した資料等は、当該役務終了後、直ちに官側に返却すること。

ウ 当該役務により知り得た内容を外部に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。

エ 本調達物品が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和5年12月22日閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

オ 輸送については、環境に配慮されたものとし、ディーゼル車を使用する場合は、「東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (平成12年東京都条例第215号)」に規定するディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。また、使用させる自動車の自動車検査証 (車検証) の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

カ この仕様書に疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官等の指示に従うものとする。

概算見積書(下見積)の依頼について

下記の件名について、概算見積書(下見積書)の提出を依頼します。

記

1. 件 名 防衛省行政文書管理等啓発ポスターのデザイン
2. 提出期限 令和6年3月22日(金) 15時 まで
メールによる提出で構いません。
※提出期限が過ぎた場合、作成次第速やかに提出をお願いします

3. 概算見積書記載要領

☆書式は指定しませんが、「概算見積書」又は「下見積書」と記載のあるものをご使用ください。
※日付を記載し、会社名・代表者名を記名の上、担当者名・連絡先を記載してください。
※代表者印等の押印は不要です。
☆概算見積書の宛先は「大臣官房会計課管理班原価計算係」としてください。
☆概算見積書(内訳)の作成に当たっては、以下を参考としてください。

- (1)各項目毎に内訳(単価×数量)を記載してください。
- (2)定価があれば記載をお願いいたします。
また、料金表等の定価が分かる資料があれば、あわせてご送付ください。
- (3)諸経費(一般管理費等)を除き、「1式」を単位としないで下さい。
(「1式」による記載とする場合は、必ず別に内訳を記載又は添付して下さい。)

☆金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記入して下さい。
☆その他特記事項については原価計算係の指示にしたがって下さい。
概算見積書についてのお問い合わせは下記の担当者までお願いします。

防衛省大臣官房会計課原価計算係 担当 深田(ふかた)
TEL 03-3268-3111 (内線)20818
FAX 03-5229-2138
e-mail fukatadai@ext.mod.go.jp